

産業建設常任委員会記録

平成30年6月15日

【開催日】 平成30年6月15日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時25分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	岡山明
委員	奥良秀	委員	河崎平男
委員	水津治	委員	中岡英二
委員	藤岡修美		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田松夫
-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	河合久雄
経済部次長兼商工労働課長	河口修司	商工労働課課長補佐	村田浩
商工労働課商工労働係長	福田智之		

【事務局出席者】

局長	中村聡	庶務調査係書記	光永直樹
----	-----	---------	------

【審査事項】

- 1 議案第56号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について
- 2 閉会中の継続調査事項について

中村博行委員長 おはようございます。それでは産業建設常任委員会を始めます。それでは早速審査に入りたいと思います。まず、審査番号 1 番、議案第 56 号山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について執行部の説明を求めます。

河口経済部次長 本条例は、地域未来投資促進法及び同法に係る国の指針に基づき、山口県では基本計画中に、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を地域経済牽引事業として定めているところであり、県から承認された市内事業者に対して、固定資産税の課税を免除することで地域経済牽引事業を促進させ、地域経済の更なる発展を図ることを目的として、制定するものであります。

それでは、地域未来投資促進法による企業への支援制度とこの度の条例制定につきまして、お配りした資料に沿って説明します。まず、「1. 概要」ですが、国において、地域の企業が、事業を拡大して、その事業拡大によって、周辺にも良い影響を与えること。取引額の増加、売上げの増加、従業員の雇用、従業員の給与増加、取引額が増加するといった波及効果が認められる場合に支援措置が受けられるというものです。国の基本方針により、山口県が基本計画を作成し、国の同意を得て、この基本計画に基づき、事業者が地域経済牽引事業計画を作成して県が承認するという流れになります。次に、「2. 根拠法令」ですが、地域未来投資促進法で、平成 29 年 7 月に施行されています。「3. 山口県の計画」ですが、国に二つの基本計画について承認されています。一つ目が「成長ものづくり分野」です。これは、山口県に集積している製造業、例えば基礎素材型産業、輸送用機械産業、医療関連企業などを対象として、これらの企業が増設し、地域経済に波及効果を生むことが認められる場合に支援措置が受けられます。この計画の期間は平成 29 年 9 月 29 日から平成 35 年 3 月 31 日までとなっています。二つ目が「農林水

産、地域商社分野、第4次産業革命分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、再生可能エネルギー分野、ヘルスケア分野」です。例えば、「やまぐちブランド」をはじめとする農林水産物や加工等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野、温泉、レノファ山口などの観光資源、スポーツ等の分野など幅広い分野にわたります。これらの業者が、売上げ、雇用、従業員の給与の増額が見込まれる投資に対して支援措置を行うものです。こちらの計画の期間は平成29年12月22日から平成35年3月31日までとなっています。次に、「4. 主な支援措置」ですが、国税、県税の特例措置など、いろいろな支援措置がありますが、市に関係のあるものは固定資産税の課税免除です。事業者が県の承認を受けた場合に、市が固定資産税の課税免除に関する条例を制定していれば、本条例のことですが、整備した建物、土地、構築物に対して固定資産税の課税免除、3年間の支援が受けられます。条例の制定による固定資産税の課税免除は、企業誘致活動にとって有利なものであることから、県（企業立地推進課）からも実施するよう要請されているところであり、本市としましても、支援措置を行うことができるようになった場合、事業者の事業拡大のための一助になるよう、本条例を制定したいと考えます。

中村博行委員長 資料を提出していただきまして、分かりやすかったかなと思います。それでは質疑に入ろうと思います。委員の方お願いします。

河崎平男委員 この条例の影響はどうかっていうことで、動きはどうなっていますか。

河口経済部次長 成長ものづくり分野につきましては、県のほうに確認しておりますが、5月末までに16件の県の承認を受けております。国の承認はそのうち8件ですが、農林水産、地域商社分野、第4次産業革命分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、再生可能エネルギー分野、ヘルスケア分野は今のところ、観光で1件ほど計画が承認されているとい

うこととございますが、本市におきましては、まだゼロ件でございます。
以上です。

河崎平男委員 この地域経済牽引事業計画は事業者が作るということですが、計画段階ではどこまでが入るんですか。県と市と事業者。協議会的なものはないんですか。

村田商工労働課課長補佐 商工労働課の村田です。よろしくお願いいたします。
この承認につきましては県のほうが事業者と話をして計画を提出していただいて、県が審査する形になります。市のほうは主にPRとかそういったことを担うことになろうかと思います。

河崎平男委員 もしこれが認められれば助成金は直接いくんですか。間接補助事業ですか。

村田商工労働課課長補佐 この承認を受けたときの支援措置といたしましては、先ほど次長も簡単に説明しましたとおり、国税、そして県税の特例措置があります。それはそれぞれ国、県で行うことになります。それ以外に例えば、融資制度だとか規制の緩和だとか、いろいろな優遇制度があると聞いておりますが、それぞれ管轄の県、国のほうで行っていくことになります。市のほうで関係があるのは、固定資産税の免除。これにつきましては税務課のほうに申請していただいて、課税免除の手続をしてもらうことになります。

藤岡修美委員 頂いた資料の概要のところの基本計画自体は県が作成するってなっていますが、国が市町村及び都道府県に同意を求めて基本計画があつて承認っていう流れですが、市町村は何をするんですか。

村田商工労働課課長補佐 県が国のほうに提出する基本計画を策定するときに市の特性等について県と協議して、こういった業種を入れてほしいだと

かそういった協議をしております。

岡山明副委員長 今の話の関連なんですけど、そうすると山陽小野田市はこの事業に対する支援はないと。そういう状況の中で市のほうから県に要請されたものですから、本会議でも話がありましたけど、寝太郎かぼちやとかねぎ三昧とかありますけど、そういったものに対しての要請は市から県のほうにされたんですか。対象外であれば別ですけど。

村田商工労働課課長補佐 まず計画が二つありまして、一つ目の成長ものづくり分野、こちらについては企業誘致にほぼ関連するものです。企業誘致でどういった企業を誘致したいかということで県といろいろ協議して計画を策定しております。二つ目の農林水産分野等につきましては、県が計画を策定するとき、県内で活発に活動されておられるような事業をピックアップして、県の経済にいい影響を与えるような事業を盛り込んでおられます。山陽小野田市については主にバイオマス関連につきまして、今度、小野田楠企業団地にバイオマス発電等が出てきますが、そういった、既にほぼほぼ決定しているような、これから経済の波及効果が認められるようなものを計画に盛り込んでいることとなります。それを県が情報収集して計画を策定しております。

岡山明副委員長 バイオマス発電所っていうお話が出たんですけど、それに対する市から県のほうにこれは対象なんじゃないかっていうアピールはされたんでしょうか。

村田商工労働課課長補佐 バイオマスにつきましては、県と市が一緒になって企業誘致しておりますので情報提供せずとも県のほうは知っておられますし、市のほうにも計画に盛り込むことの連絡はございました。

岡山明副委員長 なぜバイオマス発電所が対象にならないのか。

村田商工労働課課長補佐 小野田楠企業団地の藤崎電機さんですが、対象になってないかっていうところですが、承認するのに要件がありまして、その要件を企業さんに説明したんですがこのたびは承認には至らなかったということです。ただバイオマス関連の藤崎電機さんと一緒に事業をする企業が今後出てきた場合にバイオマス関連で承認されるという可能性もございます。

岡山明副委員長 条件というのが付加価値創出額という、例えば1億4,000万円程度の付加価値が認められるとの条件があるんですか。そういったことで承認が下りなかったと。

村田商工労働課課長補佐 金額的な要件につきましては、一点目に付加価値増加分が5年間で4,180万円を超えること。この付加価値増加分っていうのが営業利益だとか給与総額だとか租税公課、そういったものが5年間で4,180万円を超えること、そしてもう一つの条件が経済的効果が認められること。取引額が3.5%以上増加すること。売上げが3.5%以上増加すること。雇用者数が10%以上若しくは5人以上増加すること。給与総額が12%以上若しくは2,700万円以上増加することといったいずれかの要件を満たす必要がございます。

中村博行委員長 結構ハードルが高いっていうことですね。

村田商工労働課課長補佐 ハードルは高いと思います。

中村博行委員長 例えば先日オープンしましたねぎ三昧っていうのは入ってないってことですよ。

村田商工労働課課長補佐 ねぎ三昧自体が、まずやまぐちブランドのほうに登録されておられませんので対象にはならないです。

奥良秀委員　ちなみに承認を頂いている事業を種別で言ったらどういうところがあるのでしょうか。

村田商工労働課課長補佐　済みません。種別は聞いておらないんですが、一つ目の計画1のほうにつきましては、企業誘致の件数がそのまま実績になりますので、恐らく宇部市さんとか山口市さんが企業誘致件数が多いのでその辺りだろうと思います。基本、二つ目の農林水産物等につきましては長門市さんです。湯本温泉の星野リゾートの関係で一件承認があったと聞いております。

河崎平男委員　先ほどやまぐちブランドのことがでましたが、本市の認定ブランドが何件か登録されていますよね。その中から山口県のブランド登録っていうのはあるんですか。

村田商工労働課課長補佐　市内では寝太郎かぼちゃと永山酒造の山猿が認定されています。このほかにもこのやまぐちブランドの認定はできますので、今後、農林水産課でもやまぐちブランドの認定につきましては推進していくこととしておりますので、そういった案件がでてきたら、やまぐちブランドに認定していただいてそういった事業拡大のお手伝いはできようかと思えます。

河崎平男委員　本市の認定ブランドに登録っていう要件はないんですか。飛んで直接いってもいいんですか。そういう段階的にあったほうが本市の認定ブランドもあるし、いいんじゃないかということで提案させていただきました。

村田商工労働課課長補佐　この計画につきましては県の計画になりますので、それぞれの市の認定とかは除外して山口県のブランドに認定されたものが対象になります。あくまでも県の計画になりますので。

河口経済部次長　今言いましたように県の計画でございますが、そのブランドを制定するには当然市のブランドであってという段階は踏んでくるものと思っております。

岡山明副委員長　山口県の中で16件の事業が認定された状況で、その中に山陽小野田市は山口東京理科大学がある中で、16件の中で医療関係で承認された事業があれば、参考までにお聞きしたいんですが。

河口経済部次長　済みません。先ほど申し上げましたが、詳しいことまでは聞いておりません。理科大についてもヘルスケア分野に該当するかもしれませんが、理科大の動きについてもそこに当てはめられるような形にしていくことになろうと思います。医療福祉分野の関係の研究でやられた治験を活用したもので山口大学とか、山口県立大学の取組、新南陽市民病院の取組というのが対象にはなっていると聞いております。その程度で中身まではわかりませんが。

中村博行委員長　計画期間は昨年秋からってなってますがこれは遡ってという意味ですか。これは遅れたのか。その辺りはどうですか。

河口経済部次長　今お示しした期限が二つの計画があって、実際は最終的なものができたところでこの条例は制定するべきものだったかもしれませんが、企業誘致の関係では工業設置奨励条例の関係もありましたので、そこを整理しながら進めてきたところでございます。現状では先ほど申し上げましたように該当するものがないということでありましたので、今回提出させていただいたということでございます。

中村博行委員長　本市ではゼロ件ということですが、これに値しそうな企業とかに、積極的にお知らせするような計画はあるんですか。

村田商工労働課課長補佐　基本計画の一つ目については、企業誘致と連動して

おりますので、県と一緒に誘致の際、優遇制度の一つとしてPRしていきたいと思っております。もう一つの農林水産関係につきましては、今から、関係課と連携しまして、情報収集したいと思っております。そしてうちにこういう制度があるよというのを情報提供していく方法を検討していきたいと思っております。

中村博行委員長 ほかにはよろしいですか。それでは質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので、採決に入ります。それでは議案第56号山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成ということですので、議案第56号は可決すべきものと決しました。以上で審査番号1番については終わります。お疲れ様でした。それでは引き続いて審査番号2番の閉会中の継続審査事項についてです。お手元に事項の表がありますが、これで漏れているとか、必要ないとか、ちょっと目を通していただいて。だいたい網羅していると思いますけどね。市場とか公共交通も入っちゃうし。いいですね。それじゃあこの項目でいいということで御了承願えますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、閉会中の継続調査事項については、この表のとおりといたします。以上で産業建設常任委員会の全ての審査を終わりましたので、これにて産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前10時25分閉会

平成30年6月15日

産業建設常任委員長 中村博行